

## 国保だより 健康診査で健康管理 ～年に1回は特定健診の受診を～



特定健康診査(メタボ健診)を受けてください

対象 国保資格がある40歳～74歳の人  
※対象者には、特定健診受診券(黄色)を送付しています。

受診方法 地域集団健診、または個別健診

用意する物 特定健診受診券、保険証  
※詳細は、広報みはら5月号で確認してください。

人間ドックの費用を助成します

次の対象に該当する人は、表1の料金で人間ドックを受けることができます。

対象 国保資格がある40歳～74歳の人  
用意する物 特定健診受診券、人間ドック助成券、保険証

※人間ドックの検査項目には、特定健診を含んでいます。そのため、同年度内に、地域集団健診や個別健診での特定健診と重複して受診することはありません。

☎保険医療課  
0848・67・6050

表1

実施時期	受診区分	料金	申し込み先
6月～ 来年3月	日帰りドック	6,000円	実施医療機関へ予約
	追加検診 (脳MRI検査) ※元号が奇数年 生まれの人のみ。	+4,000円	
人間ドック 実施医療機関	三菱三原病院、土肥病院、三原赤十字病院、 興生総合病院、三原市医師会病院、須波宗 会病院、山田記念病院、松尾内科病院、本郷 中央病院、公立くい診療所、大和診療所		

※      は、脳MRI検査も実施しています。

### ジェネリック医薬品による 医療費削減報告

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

#### ●昨年12月分の削減効果

通知した人数 1,379人  
切り替えた人数 1,177人  
削減された金額 214万2,470円

### 市議会定例会会議日程

次の日程で、6月定例会が開催されます。

傍聴の受け付けは、会議当日、議会事務局で行います。

※日程は変更の場合あり。

定員 本会議 45人

各委員会 5人程度

と き	内 容
11日(月)	本会議:開会
13日(水)	本会議:一般質問
14日(木)	本会議:一般質問予備日
15日(金)	10時～ 常任委員会
18日(月)	
19日(火)	
20日(水)	
21日(木)	
22日(金)	補正予算特別委員会
26日(火)	14時～ 本会議:閉会

☎議会事務局

☎0848・67・6137

## 副議長・各常任委員が決定

平成24年第2回市議会臨時会が5月17日に開かれ、副議長の選挙、各常任委員の選任などを行いました。  
新しい副議長と各常任委員は、次のとおりです。

副議長

松浦良一さん



総務財務委員会

◎力田忠七

◎荒井静彦

池田元

谷口佳寿子

梅本秀明

中西正信

岡崎敏彦

仁ノ岡範之

福祉文教委員会

◎七川義明

◎新元昭

中村芳雄

登木敏之

岡本純祥

真嶋智

山下栄一

寺田元子

生活経済委員会

◎陶範昭

◎西元義治

政平智春

高木武子

谷杉義隆

中重伸夫

分野達見

小西真人

建設都市委員会

◎下西勝彦

◎加村博志

高下正則

森重一裕

白須均

◎真嶋智

◎松山幸三

陶範昭

加村博志

谷杉義隆

中村芳雄

山下栄一

岡崎敏彦

七川義明

仁ノ岡範之

◎は委員長、

◎は副委員長。



# 必ず受けましょう！ 浄化槽の法定検査

トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚染につながります。浄化槽を管理(設置)している人には、次の3つのことが義務づけられています。

## ① 保守点検

浄化槽が正しく機能しているかどうかを点検し、良好な状態を維持するため、県の登録を受けた業者に保守点検を依頼してください。

## ② 清掃

浄化槽は、毎年1回(全ばつ気方式の場合は、おおむね6カ月に1回以上)の清掃が必要です。市の許可を受けた業者に清掃を依頼してください。

※保守点検と清掃の記録は3年間保存してください。

※保守点検と清掃の回数は、設置している浄化槽により異なります。詳しくは、生活環境課にお問い合わせください。

## ③ 法定検査

県が指定した検査機関により、表1に従って検査を行な

表1

検査名	対象	回数	指定検査機関
設置後の検査 (7条検査)	新たに浄化槽を設置した人	初回のみ	広島県環境保全センター (☎082・849・6411)
定期検査 (11条検査)	11人槽以上	毎年1回	
	10人槽以下	5年に1回	広島県浄化槽維持管理協会 (☎082・546・2168)
5年に4回			

ってください。

★検査員は身分証明書を携帯しています。検査機関を装った詐欺に注意してください。

## ● 浄化槽の設置・使用開始・管理者変更・廃止などの手続き

浄化槽を設置・廃止した場

合や、管理者が変更になった場合などは、生活環境課で手続きをしてください。

● 小型浄化槽設置補助の手続き  
なお、建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請の受付窓口で手続きをしてください。

10人槽以下の小型浄化槽を設置する場合、補助制度があります。金額や対象地域など、詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

また、大和地域は、市が浄化槽を設置する制度があります。詳しくは、大和支所産業建設課(☎0847・33・0229)へお問い合わせください。



## ☎生活環境課

☎0848・67・6168  
☎0848・67・6199

## 幼稚園・認定こども園の授業料を補助します

申請期間 1日(金)～7日(木)(土・日曜日を除く)

9時～17時15分

申請場所 リージョンプラザ南館

対象 次の①～③の全てに該当する世帯

①市内に住所がある

②現在、市立・私立幼稚園、認定こども園(短時間利用)に3歳～5歳児(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)が通園している

※私立幼稚園の場合は、今年度中に3歳になる幼児も含む。

③表1のいずれかの区分に該当する用意する物 印鑑

申し込み 教育振興課、子育て支援課、または通園している園へ

☎教育振興課 ☎0848・67・6151

子育て支援課 ☎0848・67・6042

表1 対象区分と減免・補助額

※減免額・補助額は年額。

区分	市立幼稚園・認定こども園減免額			私立幼稚園・認定こども園補助額		
	一人目	二人目	三人目～	一人目	二人目	三人目～
生活保護の世帯	授業料全額			226,200円	266,000円	305,000円
市民税が非課税の世帯	20,000円	50,000円	79,000円	196,200円	251,000円	
市民税所得割が非課税の世帯				112,200円	209,000円	
市民税所得割の課税額が77,100円以下の世帯				49,800円	178,000円	
市民税所得割の課税額が211,200円以下の世帯						

※補助額は兄・姉の構成により異なります。